別紙1

未収金目標及び具体取組内容の一覧

所属：市民局

頁	債権整理番号	債権名	担当・事業所名（連絡先）
1	1	窓口業務手数料（区役所）	総務部総務担当（総務グループ）(06-6208-7316)
3	3	市民活動支援ブース使用料	総務部施設担当(06-6208-7327)
5	5	客引き行為等の適正化に関する条例にかかる過料	区政支援室地域安全担当(06-6208-7317)
7	6	特別定額給付金返還金	総務部総務担当（企画グループ）(06-6208-7323)
9	9	客引き行為等の適正化に関する条例にかかる過料延滞金	区政支援室地域安全担当(06-6208-7317)
11	10	会計年度任用職員に係る給与等の戻入（010）	総務部住民情報担当（住民情報グループ）(06-4305-7345)
13	11	会計年度任用職員に係る社会保険料の戻入（市民局）	総務部住民情報担当（住民情報グループ）(06-4305-7345)
15	13	所得減少世帯に対する臨時特別給付金返還金	総務部総務担当（企画グループ）(06-6208-7323)
17	16	城東区役所複合施設1階窓口タッチパネルディスプレイ破損にかかる損害賠償請求	総務部住民情報担当（住民情報グループ）(06-4305-7345)
19	17	会計年度任用職員に係る給与等の戻入（017）	総務部住民情報担当（郵送事務処理センター）(06-6208-8831)

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	市民局	担当・事業所名	総務担当総務グループ	債権整理番号（3ケタ）	001	債権区分	非強制徴収公債権（非強公）	債権名	窓口業務手数料（区役所）

1．令和６年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和7年度修正目標＝令和7年度当初に、令和6年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和7年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2．未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝アｰウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウｰ(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’ｰ (エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’) ÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’) ÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和4年度 実績	6	0	6	0	0	0	0.0%	0.0%	6	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	6
B	令和5年度 実績	6	0	6	0	0	0	0.0%	0.0%	6				0	－	－	0	0.0%	0.0%	6
C	令和6年度 修正目標	6	1	5	0	2	3	0.0%	50.0%	3				0	－	－	0	0.0%	50.0%	3
D	令和6年度 実績	6	0	6	0	2	2	0.0%	33.3%	4	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	33.3%	4
E	令和7年度 計画	4	0	4	0	3	3	0.0%	75.0%	1	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	75.0%	1
F	令和7年度 目標	4	0	4	0	2	2	0.0%	50.0%	2	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	50.0%	2

（参考）未収金残高の中期目標

令和7年度末	0	令和8年度末	0	令和9年度末	0

3. 令和6年度の取組実績・課題・改善策など

令和6年度の取組実績

・平成31年4月～令和2年3月までに発生した債権（2,100円）について、不納欠損処理を行った。

課題と改善策

【課題】
・戸籍・住基関係事務に係る手数料徴収の際に生じた未収金は、回収が困難であるため、引き続き現年度での未収金の発生を防ぐことが重要である。

【改善策】
・時効を迎える平成31年4月以降に発生した本債権については、順次、不納欠損処理を行う予定であり、その処理にあたっては、各窓口において注意喚起を行うなど、再発防止に努める。

4. 令和7年度の取組内容 …「1. 令和6年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3. 令和6年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

・これまで実施してきた未収金発生の防止策（証明書発行手数料取り扱いマニュアルに基づく納入者との双方の確認や混雑時の体制強化等）を継続し、新たな未収金の発生の防止に努める。

未収金の発生抑制に向けた取組

・これまで実施してきた未収金発生の防止策（証明書発行手数料取り扱いマニュアルに基づく納入者との双方の確認や混雑時の体制強化等）を継続し、新たな未収金の発生の防止に努める。

５．令和６年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

分類		回収債権 ①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		整理債権 ⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		合計
		滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの 【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計＝上記2のD（令6実績）のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数										0		5						5	5
過年度	未収金残高										0		4						4	4
現年度	未収債権の件数										0								0	0
現年度	未収金残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

令和6年度決算見込における債務者数：5 人

令和6年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：5

令和6年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のD（令6実績）のケ”：4

6. 令和5年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権は必須

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位　　位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市（上記1Bキ）	政令指定都市平均
過年度徴収率	0.0%	

	大阪市（上記1Bキ’）	政令指定都市平均
現年度徴収率	―	

	大阪市（上記1Bキ”）	政令指定都市平均
合計（過年度＋現年度）徴収率	0.0%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	市民局	担当・事業所名	施設担当	債権整理番号（3ケタ）	003	債権区分	私債権	債権名	市民活動支援ブース使用料

1．令和６年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和7年度修正目標＝令和7年度当初に、令和6年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和7年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2．未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝アｰウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウｰ(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’ｰ(エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’)÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’)÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和4年度 実績	66	0	66	0	0	0	0.0%	0.0%	66	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	66
B	令和5年度 実績	66	▲ 1	67	0	0	▲ 1	0.0%	−1.5%	67				0	－	－	0	0.0%	−1.5%	67
C	令和6年度 修正目標	67	0	67	0	0	0	0.0%	0.0%	67				0	－	－	0	0.0%	0.0%	67
D	令和6年度 実績	67	0	67	0	0	0	0.0%	0.0%	67				0	－	－	0	0.0%	0.0%	67
E	令和7年度 計画	67	0	67	0	0	0	0.0%	0.0%	67				0	－	－	0	0.0%	0.0%	67
F	令和7年度 目標	67	0	67	0	0	0	0.0%	0.0%	67				0	－	－	0	0.0%	0.0%	67

（参考）未収金残高の中期目標

令和7年度末	66	令和8年度末	66	令和9年度末	66

3. 令和6年度の取組実績・課題・改善策など

令和6年度の取組実績

・毎年１回、株式会社ゆうちょ銀行に対して、債務者本人の貯金通帳にかかる取引状況を照会し、財産状況を確認してきたが、令和6年12月13日ゆうちょ銀行から、社内規定の変更により貯金等の取引状況について応じることができないとの回答があった。

・今後の方向性について、財政局の債権管理・回収アドバイザーに相談後、相談結果を踏まえて所属の法規担当に相談した。

課題と改善策

【課題】
・これまで解散した法人の理事長であった個人を債務者として財産状況を確認してきたが、上記相談の結果、債務者はあくまでも法人で、法人名義の財産の有無を調査するほかないとの回答があった。
・特定非営利活動促進法31条の4は、「解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。」と規定しており、未だ清算結了の登記はなされていないことから、法人に対する債権は消滅しておらず、当該債権を消滅させるためには、債権放棄を検討する必要がある。

【改善策】
・債務者である法人から債権を回収するしかないが、財産がない状況であるため、債権放棄に向けた手続きについて、大阪地方裁判所に相談する。

4. 令和7年度の取組内容 …「1. 令和6年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3. 令和6年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

未収金の発生抑制に向けた取組

５．令和６年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

分類		回収債権 ① 滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	② 督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	③ 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	④ 【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	⑤ 【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	⑥ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	⑦ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	⑧ 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	⑨ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		整理債権 ⑩ 【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	⑪ 所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	⑫ 債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	⑬ 債務者が破産免責決定を受けたもの	⑭ 【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	⑮ 【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	⑯ 消滅時効期間が経過しているもの		合計 残高の合計＝上記2のD（令6実績）のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数										0	1							1	1
過年度	未収金残高										0	67							67	67
現年度	未収債権の件数										0								0	0
現年度	未収金残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

令和6年度決算見込における債務者数：1 人

令和6年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：1

令和6年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のD（令6実績）のケ”：67

6. 令和5年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権は必須

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位：　位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市（上記1Bキ）	政令指定都市平均
過年度徴収率	0.0%	

	大阪市（上記1Bキ’）	政令指定都市平均
現年度徴収率	―	

	大阪市（上記1Bキ”）	政令指定都市平均
合計（過年度＋現年度）徴収率	0.0%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	市民局	担当・事業所名	区政支援室地域安全担当	債権整理番号（3ケタ）	005	債権区分	強制徴収公債権（強制公）	債権名	客引き行為等の適正化に関する条例にかかる過料

1．令和６年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和7年度修正目標＝令和7年度当初に、令和6年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和7年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2．未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝アｰウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウｰ(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’ｰ (エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’) ÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’) ÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和4年度 実績	2,650	0	2,650	550	0	550	20.8%	20.8%	2,100	1,850	900	0	900	48.6%	48.6%	950	32.2%	32.2%	3,050
B	令和5年度 実績	3,050	0	3,050	300	0	300	9.8%	9.8%	2,750	1,100	400	0	400	36.4%	36.4%	700	16.9%	16.9%	3,450
C	令和6年度 修正目標	3,450	0	3,450	900	0	900	26.1%	26.1%	2,550	2,467	1,162	0	1,162	47.1%	47.1%	1,305	34.8%	34.8%	3,855
D	令和6年度 実績	3,450	0	3,450	450	0	450	13.0%	13.0%	3,000	4,300	1,800	0	1,800	41.9%	41.9%	2,500	29.0%	29.0%	5,500
E	令和7年度 計画	2,774	0	2,774	1,287	150	1,437	46.4%	51.8%	1,337	3,150	1,915	0	1,915	60.8%	60.8%	1,235	54.1%	56.6%	2,572
F	令和7年度 目標	5,500	0	5,500	1,300	0	1,300	23.6%	23.6%	4,200	2,400	1,250	0	1,250	52.1%	52.1%	1,150	32.3%	32.3%	5,350

（参考）未収金残高の中期目標

令和7年度末	2,572	令和8年度末	1,514	令和9年度末	1,347

3. 令和6年度の取組実績・課題・改善策など

令和6年度の取組実績

・滞納者あてに督促及び催告を実施した。
・滞納者への差押え処分に向けて通信事業者、金融機関への財産調査等を行い、4名の預金口座情報が判明したため、当該滞納者について差押処分を実施した。

課題と改善策

【課題】
・令和元年度及び2年度発生の未収金について、消滅時効を迎える前に預金口座を特定し、優先的に差押え等の滞納処分を実施する必要がある。
・現状、携帯電話番号から携帯電話の契約情報を経由して預金口座情報を調査しており、それにより預金口座情報が判明しているものもあるが、他人名義のクレジットカードで支払われている等の事情により、預金口座情報が判明しない者も存在したり、判明したとしても資金力に乏しい者が多い。
【改善策】
・財産が判明しない（またはそもそも存在しない）者については、時効完成が迎える前に滞納処分の停止を実施する必要があるため、各種マニュアル等を整備し、より効率的に債権整理をできるようにする。

4. 令和7年度の取組内容 …「1. 令和6年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3. 令和6年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

・令和5年度に差押処分の実績が1件でき、令和6年度についても4件を実施できた。他の預金口座が判明している滞納者についても順次実施する。
・また、預金口座の差押実績はできたため、今後は生命保険や給与等、範囲を広めて調査、差押を実施する。
・現年度で発生している債権についても、督促、催告を順次実施し、過年度収入となることを可能な限り防止する。

未収金の発生抑制に向けた取組

・客引き行為等の適正化に向けて、啓発ポスター・チラシを作成し、配布する等の取組を行っている。
・また、客引き指導員や業務委託による繁華街対策員が客引き行為者・来街者等に客引き防止の啓発を実施している。

５．令和６年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

分類		回収債権 ①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		整理債権 ⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		合計
		滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの 【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計＝上記2のD（令6実績）のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数	0	0	60	0	0	0	0	0	0	60	0	0	0	0	0	0	0	0	60
過年度	未収金残高	0	0	3,000	0	0	0	0	0	0	3,000	0	0	0	0	0	0	0	0	3,000
現年度	未収債権の件数	0	5	45	0	0	0	0	0	0	50	0	0	0	0	0	0	0	0	50
現年度	未収金残高	0	250	2,249	0	0	0	0	0	0	2,499	0	0	0	0	0	0	0	0	2,499

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

令和6年度決算見込における債務者数：50 人

令和6年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：110

令和6年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のD（令6実績）のケ”：5,499

6. 令和5年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権は必須

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位　　位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市（上記1Bキ）	政令指定都市平均
過年度徴収率	9.8%	

	大阪市（上記1Bキ’）	政令指定都市平均
現年度徴収率	36.4%	

	大阪市（上記1Bキ”）	政令指定都市平均
合計（過年度＋現年度）徴収率	16.9%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	市民局	担当・事業所名	総務担当企画グループ	債権整理番号（3ケタ）	006	債権区分	私債権	債権名	特別定額給付金返還金

1．令和６年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和7年度修正目標＝令和7年度当初に、令和6年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和7年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2．未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝アｰウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウｰ(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’ｰ (エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’) ÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’) ÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和4年度 実績	2,675	0	2,675	305	0	305	11.4%	11.4%	2,370	0	0	0	0	－	－	0	11.4%	11.4%	2,370
B	令和5年度 実績	2,370	0	2,370	180	0	180	7.6%	7.6%	2,190	0	0	0	0	－	－	0	7.6%	7.6%	2,190
C	令和6年度 修正目標	2,190	0	2,190	60	0	60	2.7%	2.7%	2,130	0	0	0	0	－	－	0	2.7%	2.7%	2,130
D	令和6年度 実績	2,190	0	2,190	84	0	84	3.8%	3.8%	2,106	0	0	0	0	－	－	0	3.8%	3.8%	2,106
E	令和7年度 計画	2,350	150	2,200	0	0	150	0.0%	6.4%	2,200	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	6.4%	2,200
F	令和7年度 目標	2,106	0	2,106	36	0	36	1.7%	1.7%	2,070	0	0	0	0	－	－	0	1.7%	1.7%	2,070

（参考）未収金残高の中期目標

令和7年度末	2,200	令和8年度末	2,200	令和9年度末	2,200

3. 令和6年度の取組実績・課題・改善策など

令和6年度の取組実績

配慮が必要な事案においては、二重に給付した上で返還を求めることとされており、返還対象者に帰責事由がないケースでは、返還に応じにくい制度になっている。
このため、返還に対して同意が得られない対象者については未収金となってしまっている。また、返還に対して同意が得られた対象者のうち、一括での返還が困難な方については分割により返還していただいている。令和6年度においては、返還対象者の住所を改めて公用請求にて確認し、納入通知書を送付したが、納付がされておらず、状況は変わらないままである。なお、大阪府を通じて総務省には、特別定額給付金の返還に対する対応について、債権放棄の考え方など統一的な取扱いをするべく見解を求めているが現時点においても統一的な取り扱いに関する通知がない状態である。また、過払い額については国庫補助金の対象として、総務省より国庫補助金をすでに受け取っているが、過払い金の回収にかかる費用については、国庫補助金の対象ではなく、自治体の負担となるという回答が令和3年度にあった。
法的手続等を行うための外注費用の下見積もりを集めるも、採算があわないことからの見積拒否や回収する額に対して過大な費用がかかることがわかった。

課題と改善策

【課題】
・返還対象者に帰責事由がないケースでは理解を得ることが難しく、同意が得られにくい。
・特別定額給付金の返還に対する対応について、債権放棄の考え方など統一的な取扱いが定まっていない。
・連絡を取ることができない方に対して、どのように連絡を取るのか検討する必要がある。
・1件当たりの債権額に比して、法的手続を進めた場合の費用が過大となる。

【改善策】
・理解を得るための交渉を行いながら、文書による返還の督促を行うとともに、電話による督促も引き続き行う。
・総務省及び大阪府に統一的な取扱いを定めてもらえるよう引き続き要望していく。
・連絡を取ることができなくなった方に対しては、住民基本台帳を定期的に確認することにより連絡先を把握する。

4. 令和7年度の取組内容 …「1. 令和6年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3. 令和6年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

・理解を得るための交渉を行いながら、文書による返還の督促を行うとともに、電話による督促も引き続き行う。
・総務省及び大阪府に統一的な取扱いを定めてもらえるよう引き続き要望していく。
・連絡がとれなくなった方に対しては、公用請求で住居を確認することにより連絡先を把握する。

未収金の発生抑制に向けた取組

・今後増えることは想定されないため、特になし。

５．令和６年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

分類		回収債権 ①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		整理債権 ⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		合計
		滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの 【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計＝上記2のD（令6実績）のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数		7				1			3	11								0	11
過年度	未収金残高		1,200				66			840	2,106								0	2,106
現年度	未収債権の件数										0								0	0
現年度	未収金残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、１人の債務者につき、１年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② １つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は１人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況　…　① → ② → ③　⇒　回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨　／　整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

令和6年度決算見込における債務者数：11 人

令和6年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：11

令和6年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のD（令6実績）のケ”：2,106

6. 令和5年度実績における徴収率の政令指定都市比較　…　未収金残高１億円以上の債権は必須

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位　　位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市（上記1Bキ）	政令指定都市平均
過年度徴収率	7.6%	

	大阪市（上記1Bキ’）	政令指定都市平均
現年度徴収率	―	

	大阪市（上記1Bキ”）	政令指定都市平均
合計（過年度＋現年度）徴収率	7.6%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	市民局	担当・事業所名	区政支援室地域安全担当	債権整理番号（3ケタ）	009	債権区分	強制徴収公債権（強制公）	債権名	客引き行為等の適正化に関する条例にかかる過料延滞金

1．令和６年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和7年度修正目標＝令和7年度当初に、令和6年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和7年度当初目標を修正したもの

過年度	B1	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2．未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝アｰウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウｰ(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’ｰ (エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’) ÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’) ÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和4年度 実績	0	▲ 6	6	1	0	▲ 5	16.7%	－	5	64	31	0	31	48.4%	48.4%	33	45.7%	40.6%	38
B	令和5年度 実績	38	0	38	31	0	31	81.6%	81.6%	7	17	17	0	17	100.0%	100.0%	0	87.3%	87.3%	7
C	令和6年度 修正目標	7	0	7	7	0	7	100.0%	100.0%	0				0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
D	令和6年度 実績	7	0	7	0	0	0	0.0%	0.0%	7	97	52	0	52	53.6%	53.6%	45	50.0%	50.0%	52
E	令和7年度 計画	0	0	0	0	0	0	－	－	0	102	102	0	102	100.0%	100.0%	0	100.0%	100.0%	0
F	令和7年度 目標	52	▲ 1	53	53	0	52	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0

（参考）未収金残高の中期目標

令和7年度末	0	令和8年度末	0	令和9年度末	0

3. 令和6年度の取組実績・課題・改善策など

令和6年度の取組実績

・滞納者あてに催告を実施した。
・滞納者への差押え処分に向けて通信事業者、金融機関への財産調査等を行い、4名の預金口座情報が判明したため、当該滞納者について差押処分を実施した。

課題と改善策

【課題】
・令和元年度及び2年度発生の未収金について、消滅時効を迎える前に預金口座を特定し、優先的に差押え等の滞納処分を実施する必要がある。
・現状、携帯電話番号から携帯電話の契約情報を経由して預金口座情報を調査しており、それにより預金口座情報が判明しているものもあるが、他人名義のクレジットカードで支払われている等の事情により、預金口座情報が判明しない者も存在したり、判明したとしても資金力に乏しい者が多い。
【改善策】
・財産が判明しない（またはそもそも存在しない）者については、時効完成が迎える前に滞納処分の停止を実施する必要があるため、各種マニュアル等を整備し、より効率的に債権整理をできるようにする。

4. 令和7年度の取組内容 …「1. 令和6年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3. 令和6年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

・令和5年度に差押処分の実績が1件でき、令和6年度についても4件を実施できた。他の預金口座が判明している滞納者についても順次実施する。
・また、預金口座の差押実績はできたため、今後は生命保険や給与等、範囲を広めて調査、差押を実施する。
・現年度で発生している債権についても、督促、催告を順次実施し、過年度収入となることを可能な限り防止する。

未収金の発生抑制に向けた取組

・客引き行為等の適正化に向けて、啓発ポスター・チラシを作成し、配布する等の取組を行っている。
・また、客引き指導員や業務委託による繁華街対策員が客引き行為者・来街者等に客引き防止の啓発を実施している。

５．令和６年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

分類		回収債権 ① 滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	② 督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	③ 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	④ 【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	⑤ 【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	⑥ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	⑦ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	⑧ 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	⑨ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		整理債権 ⑩ 【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	⑪ 所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	⑫ 債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	⑬ 債務者が破産免責決定を受けたもの	⑭ 【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	⑮ 【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	⑯ 消滅時効期間が経過しているもの		合計 残高の合計＝上記2のD（令6実績）のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
過年度	未収金残高	0	0	7	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7
現年度	未収債権の件数	0	0	12	0	0	0	0	0	0	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12
現年度	未収金残高	0	0	45	0	0	0	0	0	0	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

令和6年度決算見込における債務者数：10 人

令和6年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：15

令和6年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のD（令6実績）のケ”：52

6. 令和5年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権は必須

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位　　位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市（上記1Bキ）	政令指定都市平均
過年度徴収率	81.6%	

	大阪市（上記1Bキ’）	政令指定都市平均
現年度徴収率	100.0%	

	大阪市（上記1Bキ”）	政令指定都市平均
合計（過年度＋現年度）徴収率	87.3%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	市民局	担当・事業所名	総務部住民情報担当住民情報グループ	債権整理番号（3ケタ）	010	債権区分	私債権	債権名	会計年度任用職員に係る給与等の戻入（010）

1．令和６年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和7年度修正目標＝令和7年度当初に、令和6年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和7年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2．未収金の推移（実績及び目標）

… 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝アｰウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウｰ(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’ｰ (エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’) ÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’) ÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和4年度 実績	0	▲ 67	67	0	0	▲ 67	0.0%	－	67	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	－	67
B	令和5年度 実績	67	▲ 91	158	138	0	47	87.3%	70.1%	20	0	0	0	0	－	－	0	87.3%	70.1%	20
C	令和6年度 修正目標	20	0	20	13	7	20	65.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	65.0%	100.0%	0
D	令和6年度 実績	20	0	20	13	7	20	65.0%	100.0%	0	294	135	0	135	45.9%	45.9%	159	47.1%	49.4%	159
E	令和7年度 計画	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
F	令和7年度 目標	159	159	0	0	0	159	－	100.0%	0	294	135	0	135	45.9%	45.9%	159	45.9%	64.9%	159

（参考）未収金残高の中期目標

令和7年度末	0	令和8年度末	0	令和9年度末	0

3. 令和6年度の取組実績・課題・改善策など

令和6年度の取組実績

令和6年12月に、令和6年11末時点で未納であった債務者に対して、当時勤務していた区役所を通じて催促を行った。
相続放棄に伴う債権回収不能の未収金については、債権放棄を行い、不納欠損処理を行った。
過年度分の未収金残高を0にした。

課題と改善策

【課題】
・なるべく自主的な納付を行ってもらうため納付交渉を行ったが、納付しない債務者がいる。
・
・

【改善策】
・未納者に対して督促状送付を行う。
・
・

4. 令和7年度の取組内容 …「1. 令和6年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3. 令和6年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

・引き続き納付交渉や督促状送付を行っていく。

未収金の発生抑制に向けた取組

・
・
・

５．令和６年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

分類		回収債権 ① 滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	② 督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	③ 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	④ 【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	⑤ 【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	⑥ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	⑦ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	⑧ 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	⑨ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		整理債権 ⑩ 【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	⑪ 所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	⑫ 債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	⑬ 債務者が破産免責決定を受けたもの	⑭ 【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	⑮ 【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	⑯ 消滅時効期間が経過しているもの		合計 残高の合計＝上記2のD（令6実績）のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数										0								0	0
過年度	未収金残高										0								0	0
現年度	未収債権の件数	2									2								0	2
現年度	未収金残高	159									159								0	159

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

令和6年度決算見込における債務者数：2 人

令和6年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：2

令和6年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のD（令6実績）のケ”：159

6. 令和5年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権は必須

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位　　位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市（上記1Bキ）	政令指定都市平均
過年度徴収率	87.3%	

	大阪市（上記1Bキ’）	政令指定都市平均
現年度徴収率	―	

	大阪市（上記1Bキ”）	政令指定都市平均
合計（過年度＋現年度）徴収率	87.3%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	市民局	担当・事業所名	総務部住民情報担当住民情報グループ	債権整理番号（3ケタ）	011	債権区分	私債権	債権名	会計年度任用職員に係る社会保険料の戻入（市民局）

1．令和６年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和7年度修正目標＝令和7年度当初に、令和6年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和7年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2．未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝アｰウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウｰ(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’ｰ (エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’) ÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’) ÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和4年度 実績	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
B	令和5年度 実績	0	▲ 48	48	27	0	▲ 21	56.3%	－	21	0	0	0	0	－	－	0	56.3%	－	21
C	令和6年度 修正目標	21	0	21	21	0	21	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0
D	令和6年度 実績	21	0	21	21	0	21	100.0%	100.0%	0	104	72	0	72	69.2%	69.2%	32	74.4%	74.4%	32
E	令和7年度 計画	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
F	令和7年度 目標	32	32	0	0	0	32	－	100.0%	0	104	72	0	72	69.2%	69.2%	32	69.2%	76.5%	32

（参考）未収金残高の中期目標

令和7年度末	0	令和8年度末	0	令和9年度末	0

3. 令和6年度の取組実績・課題・改善策など

令和6年度の取組実績

・未納者に対する納付交渉を行い、過年度分の未収金残高を0にした
・
・

課題と改善策

【課題】
・なるべく自主的な納付を行ってもらうため納付交渉を行ったが、納付しない債務者がいる。
・
・

【改善策】
・未納者に対して督促状送付を行う。
・
・

4. 令和7年度の取組内容 …「1. 令和6年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3. 令和6年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

・引き続き納付交渉や督促状送付を行っていく。
・
・

未収金の発生抑制に向けた取組

・
・
・

５．令和６年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

分類		回収債権 ①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		整理債権 ⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		合計
		滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの 【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計＝上記2のD（令6実績）のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数										0								0	0
過年度	未収金残高										0								0	0
現年度	未収債権の件数	2									2								0	2
現年度	未収金残高	32									32								0	32

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、１人の債務者につき、１年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② １つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は１人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況　…　① → ② → ③　⇒　回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨　／　整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

令和6年度決算見込における債務者数：2 人

令和6年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：2

令和6年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のD（令6実績）のケ”：32

6. 令和5年度実績における徴収率の政令指定都市比較　…　未収金残高１億円以上の債権は必須

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位　　位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市（上記1Bキ）	政令指定都市平均
過年度徴収率	56.3%	

	大阪市（上記1Bキ’）	政令指定都市平均
現年度徴収率	―	

	大阪市（上記1Bキ”）	政令指定都市平均
合計（過年度＋現年度）徴収率	56.3%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	市民局	担当・事業所名	総務担当企画グループ	債権整理番号（3ケタ）	013	債権区分	私債権	債権名	所得減少世帯に対する臨時特別給付金返還金

1．令和６年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力　※修正目標　…　当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和7年度修正目標＝令和7年度当初に、令和6年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和7年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	A	合計（過年度＋現年度）	A

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2．未収金の推移（実績及び目標）　… 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝ア-ウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウ-(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’-(エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’)÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’)÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和4年度 実績	0	0				0	－	－	0				0	－	－	0	－	－	0
B	令和5年度 実績	0	▲ 100	100	0	0	▲ 100	0.0%	－	100	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	－	100
C	令和6年度 修正目標	100	0	100	0	0	0	0.0%	0.0%	100	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	100
D	令和6年度 実績	100	0	100	41	0	41	41.0%	41.0%	59	19	19	0	19	100.0%	100.0%	0	50.4%	50.4%	59
E	令和7年度 計画	0	0				0	－	－	0				0	－	－	0	－	－	0
F	令和7年度 目標	59	0	59	0	0	0	0.0%	0.0%	59	0	0	0	0	－	－	0	0.0%	0.0%	59

（参考）未収金残高の中期目標

令和7年度末	－	令和8年度末	－	令和9年度末	－

3. 令和6年度の取組実績・課題・改善策など

令和6年度の取組実績

未収金になっている事案は、特殊なケースであり返還に応じず連絡が取れないことが続いている。
このため、支払督促等債務名義を取得、及び債権差押を実行し債権額の半分を回収することができた。
残額についても、再度債権差押を実行するため手続きを進めている。

課題と改善策

【課題】
特になし。
【改善策】
特になし。

4. 令和7年度の取組内容 …「1. 令和6年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3. 令和6年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

・残額について判明している銀行口座の預金債権の差押を実施する。
・電話番号からその他の情報が回収できないか試みる。

未収金の発生抑制に向けた取組

・特になし。

５．令和６年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

分類		回収債権 ①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		整理債権 ⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		合計
		滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの 【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計＝上記2のD（令6実績）のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数					1					1								0	1
過年度	未収金残高					59					59								0	59
現年度	未収債権の件数										0								0	0
現年度	未収金残高										0								0	0

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

令和6年度決算見込における債務者数：1 人

令和6年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：1

令和6年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のD（令6実績）のケ”：59

6. 令和5年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権は必須

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位　　位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市（上記1Bキ）	政令指定都市平均
過年度徴収率	0.0%	

	大阪市（上記1Bキ’）	政令指定都市平均
現年度徴収率	―	

	大阪市（上記1Bキ”）	政令指定都市平均
合計（過年度＋現年度）徴収率	0.0%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	市民局	担当・事業所名	住民情報担当住民情報グループ	債権整理番号（3ケタ）	016	債権区分	私債権	債権名	城東区役所複合施設1階窓口タッチパネルディスプレイ破損にかかる損害賠償請求

1．令和６年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力　※修正目標　…　当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和7年度修正目標＝令和7年度当初に、令和6年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和7年度当初目標を修正したもの

過年度	A	現年度	B1	合計（過年度＋現年度）	B1

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2．未収金の推移（実績及び目標）　… 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝アｰウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウｰ(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’ｰ (エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’) ÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’) ÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和4年度 実績	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0
B	令和5年度 実績	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0
C	令和6年度 修正目標	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0
D	令和6年度 実績	0	0				0	―	―	0	33			0	0.0%	0.0%	33	0.0%	0.0%	33
E	令和7年度 計画	0	0	0	0	0	0	―	―	0	0	0	0	0	―	―	0	―	―	0
F	令和7年度 目標	33	0	33	33		33	100.0%	100.0%	0				0	―	―	0	100.0%	100.0%	0

（参考）未収金残高の中期目標

令和7年度末	0	令和8年度末	0	令和9年度末	0

3. 令和6年度の取組実績・課題・改善策など

令和6年度の取組実績

（本件については、城東区役所における別案件と併せて対応を行う）
・令和6年5月20日　相手方より城東区役所へ連絡があった際、損害賠償にかかる支払に関し認識に誤りがあったことから、電話にて認識誤りに関して訂正の上、支払義務があることを説明。詳細説明の為来庁を促す。
・令和6年7月23日　督促状を送付

課題と改善策

【課題】
・突発的に発生する事案であり、相手方の資力や弁済意思により対応が変わる。

【改善策】
・初動において対応方針を適切に判断し、未収化・長期化を防止する。
・城東区役所と連携し、催告の方法について調整の上、相手方に対して債務の履行を求めていく。

4. 令和7年度の取組内容　…「1. 令和6年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3. 令和6年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

・突発的に発生する事案であり、相手方の資力や弁済意思により対応が変わるため、初動において対応方針を適切に判断し、未収化・長期化を防止する。
・城東区役所と連携し、催告の方法について調整の上、相手方に対して債務の履行を求めていく。

未収金の発生抑制に向けた取組

５．令和６年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

分類		回収債権 ①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		整理債権 ⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯		合計
		滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの 【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの 【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの 【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	債務者が破産免責決定を受けたもの	【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの 【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの 【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	消滅時効期間が経過しているもの		残高の合計＝上記2のD（令6実績）のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数										0								0	0
過年度	未収金残高										0								0	0
現年度	未収債権の件数		1								1								0	1
現年度	未収金残高		33								33								0	33

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

令和6年度決算見込における債務者数：1 人

令和6年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）：1

令和6年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のD（令6実績）のケ”：33

6. 令和5年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権は必須

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位　　位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市（上記1Bキ）	政令指定都市平均
過年度徴収率	0.0%	

	大阪市（上記1Bキ’）	政令指定都市平均
現年度徴収率	0.0%	

	大阪市（上記1Bキ”）	政令指定都市平均
合計（過年度＋現年度）徴収率	0.0%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由

未収金目標及び具体取組内容調書

所属	市民局	担当・事業所名	郵送事務処理センター	債権整理番号（3ケタ）	017	債権区分	私債権	債権名	会計年度任用職員に係る給与等の戻入（017）

1．令和６年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況 … いずれかの記号を入力

※修正目標 … 当年度当初に、前年度末の未収金残高の結果を踏まえて、当初目標を修正したもの

（例）令和7年度修正目標＝令和7年度当初に、令和6年度末の未収金残高の結果を踏まえて、令和7年度当初目標を修正したもの

過年度	－	現年度	－	合計（過年度＋現年度）	－

「A」… 目標達成、「B1」… 取組みは予定通り実施したが目標は未達、「B2」… 取組みを予定通り実施できず目標も未達 、「－」…当年度中に新規発生した債権のため、前年度時点で目標未設定

2．未収金の推移（実績及び目標） … 色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数

（単位：千円）

		過年度分									現年度分							合計		
		前年度からの調定繰越額	年度中の調定減少額	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	調定額	徴収額	不納欠損額	整理額	徴収率	整理率	未収金残高	徴収率	整理率	未収金残高
		ア ＝前年度ケ”	イ ＝アｰウ （▲＝増加を表す）	ウ	エ	オ	カ ＝イ＋エ＋オ	キ ＝エ÷ウ	ク ＝カ÷ア	ケ ＝ウｰ(エ＋オ)	ウ’	エ’	オ’	カ’ ＝エ’＋オ’	キ’ ＝エ’÷ウ’	ク’ ＝カ’÷ウ’	ケ’ ＝ウ’ｰ (エ’＋オ’)	キ” ＝(エ＋エ’) ÷(ウ＋ウ’)	ク” ＝(カ＋カ’) ÷(ア＋ウ’)	ケ” ＝ケ+ケ’
A	令和4年度 実績	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0
B	令和5年度 実績	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0
C	令和6年度 修正目標	0	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0.0%	0
D	令和6年度 実績	0	0	0	0	0	0	－	－	0	163	84	0	84	51.5%	51.5%	79	51.5%	51.5%	79
E	令和7年度 計画	0	0	0	0	0	0	－	－	0	0	0	0	0	－	－	0	－	－	0
F	令和7年度 目標	79	0	79	79	0	79	100.0%	100.0%	0	0	0	0	0	－	－	0	100.0%	100.0%	0

（参考）未収金残高の中期目標

令和7年度末	0	令和8年度末	0	令和9年度末	0

3. 令和6年度の取組実績・課題・改善策など

令和6年度の取組実績

・令和6年3月の給与戻入に関して、本人資力を確認し、履行期限を延長のうえ、全13回の分割納付を行うこととなった
・全13回中、7回までは本人から納付があった（計84,000円）が、その後納付が確認されていない。

課題と改善策

【課題】
・分納が適切に実施されていないことから、本人へ状況を確認したところ、生活保護を受給することになった旨本人より申出があった。

【改善策】
・本人より生活保護費の受給証明書を徴し、今後の手続きを進める。

4. 令和7年度の取組内容 …「1. 令和6年度の修正目標（＝未収金残高目標）の達成状況」及び「3. 令和6年度の取組内容の検証など」の内容を踏まえて記載

未収金の解消に向けた取組

・本人より生活保護費の受給証明書を徴し、今後の手続きを進める。

未収金の発生抑制に向けた取組

・相手方との連絡を密にとり、適切な状況把握に努める。

５．令和６年度決算見込における未収金実績の状況　（区分別の未収債権の件数・未収金残高、債務者数）

… 未収債権の件数及び債務者数については、色付け箇所のみ、整数で入力。未収金残高については、色付け箇所のみ、百円単位を四捨五入した、千円単位の整数で入力

（残高の単位：千円）

分類		回収債権 ① 滞納発生直後のもの（督促状未送付のもの）	② 督促状送付後、各種催告中又は納付交渉中のもの	③ 督促状送付後、各種処分に向けて、財産調査中又は行方不明等で所在など調査中又は個人債務者が死亡したため、相続人調査中のもの	④ 【強制公】差押手続中のもの又は交付要求中のもの【非・私】債務名義取得のため法的手続中のもの	⑤ 【強制公】差押え後、換価手続中又は換価予定のもの【非・私】債務名義の取得後、強制執行中又は強制執行予定のもの	⑥ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中であり、現在の分割納付額で、10年以内の完納見込があるもの	⑦ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約により、分割納付中だが、現在の分割納付額では、完納まで10年以上要するもの	⑧ 換価猶予等又は履行延期の特約等により、債務者の資力回復を待つため、納付を猶予（期限延長）しているもの	⑨ 換価猶予等又は履行延期の特約等又は分納誓約を行ったが、分割納付の履行が滞り、再度、納付交渉中のもの		整理債権 ⑩ 【強制公】差押えを行ったが、換価見込のないもの又は換価済だが、未収金が残り、回収見込みがないもの【非・私】債務名義を取得したが、債務者の財産少額により、強制執行見込のないもの	⑪ 所在など調査後なお行方不明等又は相続人調査後なお相続人未確定若しくは相続人不存在確定だが、停止の判断に至れていないもの	⑫ 債務者の代理人から債務整理の受任通知が届いているもの又は債務者が破産手続中のもの	⑬ 債務者が破産免責決定を受けたもの	⑭ 【強制公】法に基づく滞納処分の停止の決議を行っているもの【非・私】法に基づく徴収停止の決議を行っているもの	⑮ 【強制公】債務者が生活困窮中だが、債権の特性上、停止の決議を行えないもの【非・私】債務者が無資力だが、納付交渉に応じず、履行延期の特約等を行えないもの	⑯ 消滅時効期間が経過しているもの		合計 残高の合計＝上記2のD（令6実績）のケ及びケ’ ※ 残高の数字の一致を確認の上、提出。ただし四捨五入に伴う不一致の場合は除く。（その場合は、不一致となった合計欄のセルを黄色く塗りつぶして提出）
過年度	未収債権の件数										0								0	0
過年度	未収金残高										0								0	0
現年度	未収債権の件数										0						1		1	1
現年度	未収金残高										0						79		79	79

【未収債権の件数及び債務者数並びに分類の考え方】
① 未収債権の件数は、原則、調定件数とする。調定をまとめて行っている場合は、事実上の債権の件数とする。（例：毎月の定期給付債権の場合、1人の債務者につき、1年間で12件の債権が発生していることとなる。）
② 1つの債権に、連帯債務者や連帯保証人が設定されている場合であっても、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考え、3の表は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
③ 債務者が死亡した場合で、相続人が複数いる場合、相続割合に従い、債務が相続される（債務が分割して相続される）が、調査票上、未収債権の件数は1件、債務者数は1人と考える。
　それぞれの相続人で、未収債権の状況が異なっている場合、3の表は、相続された債務額の最も大きい相続人の状況で分類する。同額の場合は、未収債権の状況の進捗が最も進んでいる者の状況で分類する。
※ 未収債権の進捗状況 … ① → ② → ③ ⇒ 回収債権：（④ → ⑤）又は ⑥ 又は ⑦ 又は ⑧ 又は ⑨ ／ 整理債権：｛｛⑩ 又は ⑪ 又は（⑫ → ⑬）｝→ ⑭｝又は ⑮ → ⑯

令和6年度決算見込における債務者数　　人

令和6年度決算見込における未収債権の件数（過年度＋現年度）　1

令和6年度決算見込における未収金残高（過年度＋現年度）＝上記2のD（令6実績）のケ”　79

6. 令和5年度実績における徴収率の政令指定都市比較 … 未収金残高1億円以上の債権は必須

① 合計徴収率について、政令指定都市20市中、大阪市の順位　　位

② 各徴収率について、政令指定都市平均との比較

	大阪市（上記1Bキ）	政令指定都市平均
過年度徴収率	0.0%	

	大阪市（上記1Bキ’）	政令指定都市平均
現年度徴収率	0.0%	

	大阪市（上記1Bキ”）	政令指定都市平均
合計（過年度＋現年度）徴収率	0.0%	

※ ①、②を記載できない場合は、その理由